

令和6年度指導監査実施計画について

1 指導監査実施方針

社会福祉法の趣旨を踏まえ、鎌倉市所轄の社会福祉法人（以下「法人」という。）の適切な運営と福祉サービスの質の一層の向上に向けて、以下のとおり指導監査を実施します。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

原則3年に1回の実地検査とします。感染症のまん延状況を踏まえ、実地によらず、書面及びリモートの手法のみによる定期指導監査を特例的に実施できるものとします。

イ 臨時指導監査

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地監査を実施します。

(2) 特別指導監査

利用者に対する権利侵害が認められる場合や、犯罪行為、法律・基準・定款に著しい違反が認められる等の場合には、法人に対して特別に実地監査を実施します。

2 指導監査重点事項

法人・施設等における利用者の人権を侵害する事件や事故等を未然に防止するための取組み、改正後社会福祉法に基づく運営体制の確保状況を重点事項として指導監査で確認します。

(1) 人権侵害等の防止に向けた取組み

- 虐待防止に係る具体的かつ効果的な取組（定期的な自己点検（虐待の未然防止、早期発見、事後の迅速な対応）、組織的な支援体制（虐待防止委員会の設置、指針整備、研修の実施、専任担当者の選任）など）
- 身体的拘束等の廃止に向けた取組（組織的な支援体制（身体拘束適正化検討委員会の設置、指針整備、研修の実施、専任担当者の選任）など）
- 苦情解決体制の充実と徹底、第三者委員の積極的な活用
- 事故防止、事故への適切な対応及び再発防止対策への取組など

(2) 防犯・防災対策・感染症対策

- 実態に応じた防災計画の見直し、非常災害対策計画に基づく避難訓練の実施状況、災害発生時の地域との連携など
- 施設の実情に応じた防犯体制の見直し状況、地域関係機関との連携など
- 業務継続計画の取組（感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画の策定状況、訓練の実施、研修の実施など）
- 感染症発生及びまん延の防止等に関する取組（組織的な支援体制（感染対策委員会の設置、指針整備、研修の実施、訓練の実施）など）

(3) 地域等との連携

- 施設の運営に当たっての地域住民や地域交流の取組（利用者の家庭との関わり、日頃の連携状況など）
- サービス事業所等との連携（施設退所後の利用者が地域生活を続けるためのフォローアップ、利用者の家庭との関わりなど）

(4) 法人運営体制の確保状況

- 評議員、評議員会に関する事項について（就任手続き、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など）
- 役員、理事会に関する事項について（就任手続き、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など）
- 理事長への理事会からの委任等について（理事長専決の範囲が適正に定められているか、定款施行細則に従って行っているか、理事長等の職務執行状況の報告が適正に行っているかなど）
- 稟議書について（決裁の根拠を説明する資料が添付されているか）
- 現金管理について（日々の現金管理体制は適正か）
- 契約方法について（利益相反取引を理事会で議論しているか、随意契約が適正かなど）